

令和7年度税制改正が4月1日から施行されています。
文章で書くと分かりづらいので箇条書きにします。

所得税

1. 基礎控除の引上（但し、合計所得金額 2,350 万円以下の場合のみ）

合計所得金額	基礎控除額	
① 2,350 万円以下	48 万円→58 万円(10 万円引上)	
② 2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円	} 今まで通り
③ 2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	
④ 2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	
⑤ 2,500 万円超	0	

2. 基礎控除の特例の創設(措置法)

給与収入	措置法による追加額	
① 200 万円以下	+37 万円	恒久的
② 200 万円超 475 万円以下	+30 万円	} 令和7年・8年のみ
③ 475 万円超 665 万円以下	+10 万円	
④ 665 万円超 850 万円以下	+5 万円	

7 年源泉徴収税額 6 年の税額表を使用し、12 月に調整(11 月まで適用不可)
8 年 " 8 年の税額表を使用する

3. 給与所得控除

最低額 55 万→65 万

4. 特定親族(19 才から 23 才未満の扶養親族)特別控除(11 月まで適用不可)

収入が多く、扶養親族に該当しない者について一定の控除額を控除する
63 万から3万まで段階的に金額は減少(配偶者特別控除に近い形)

5. 子育て支援

- ① 住宅ローン控除(借入限度額増額) 1 年延長
- ② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充 7 年限り延長
- ③ 生命保険料控除 4 万→6 万 (令和 8 年)
但し限度額は合わせて 12 万円のまま

6. エンジェル税制の拡充

7. NISA

手続きの簡素化・最低取引単位を 1,000 円以下から 10,000 円以下に引上

8. iDeCo(個人型確定拠出年金)

60 歳までの間毎月一定金額を積み立て、定期預金や保険、投資信託を利用して運用し

60 歳以降に一括又は分割で受け取る年金制度

60 歳以上 70 歳未満の一定の者も対象に加える

拠出限度額を引き上げる

資産課税

1. 法人・個人版事業承継税制の見直し
2. 結婚子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長
3. 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度及び山林に係る相続税の納税猶予制度の見直し
4. 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度の見直し

法人税

1. 中小企業者等の法人税率の特例(800 満以下の所得について 15%の税率)
期限が到来した 2 年間延長
2. 企業版ふるさと納税
地方公共団体が作成した地方創生計画に基づく事業に対して、本社が所在する
地方公共団体以外への寄付について損金算入・法人税他の税額が控除される
制度
↓
便宜供与のチェック体制の強化
3. 企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上(7,000)

消費税

外国人旅行者向け免税制度

購入時免税→購入時支払出国時返金(リファンド方式)

防衛力強化に係る財源確保

法人税額の 4%を加算

令和 8 年 4 月 1 以後に開始する事業年度から

法人税額から基礎控除 500 万を控除した残額が対象となる。

納税環境整備

① 電子取引データ保存制度の見直し

電子取引データに関する隠蔽・偽装行為に係る重加算税の 10%加算措置について
一定の要件を満たした電子取引データの保存を行っている場合、対象から除外

② スキャナ読み取り要件の見直し

③ 納税通知書等に係る eLTAX 経由での送付

希望者のみ固定資産税・自動車税・軽自動車税の納税通知書の副本を eLTAX で通知